

福岡県公報

令和2年7月10日
第118号

目次

告示 (573-584号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 地方卸売市場の開設の認定 (園芸振興課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 4
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 5

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 6
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11

- 意見募集の結果の公示 (生活安全課) 11
- 落札者等の公示 (薬務課) 11
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 12
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 16
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 16
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 16
- 意見募集の結果の公示 (廃棄物対策課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 17
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 17
- 二級建築士の免許の取消し (建築指導課) 17
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 17
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 17

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) 18

告示

福岡県告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|
|----------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|

| | | | | | | |
|----|-----|------|---|--|-------------------|-------|
| 直方 | 一般道 | 200号 | 前 | 直方市新町三丁目4917番1先から 直方市新町三丁目4964番1先から | 12.0 ～ 21.5 | 275.0 |
| | | | 後 | 直方市新町三丁目4917番1先から 直方市新町三丁目4964番1先から | 12.0 ～ 21.5 | |

福岡県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年7月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|--|
| 直方 | 200号 | 直方市新町三丁目4917番1先から 直方市新町三丁目4964番1先から |

福岡県告示第575号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
朝倉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第576号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき、令和2年6月21日付けで次のように地方卸売市場の開設を認定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 開設者の名称 | 開設者の住所 | 地方卸売市場の名称 | 地方卸売市場の位置 | 取扱品目 |
|---------------|------------------|---------------|------------------|-------|
| 有限会社高村青果花卉市場 | 久留米市諏訪野町2675番地の1 | 有限会社高村青果花卉市場 | 久留米市諏訪野町2675番地の1 | 青果 |
| 久留米センター青果株式会社 | 久留米市野中町1294番地 | 久留米センター青果株式会社 | 久留米市野中町1294番地 | 青果 |
| 三井青果株式会社 | 小郡市大板井1448-8 | 三井青果地方卸売市場 | 小郡市大板井1448-8 | 青果 |
| 浮羽青果株式会社 | うきは市吉井町新治142 | 浮羽青果地方卸売市場 | うきは市吉井町新治142 | 青果 |
| 株式会社八女中央青果市場 | 八女市大字蒲原1301番地5 | 株式会社八女中央青果市場 | 八女市大字蒲原1301番地5 | 青果・花き |
| 八女青果株式会社 | 八女市大字蒲原340 | 八女青果地方卸売市場 | 八女市大字蒲原340 | 青果 |

| | | | | |
|------------------|-----------------------|------------------|--------------------|-------|
| 株式会社柳川大同青果市場 | 柳川市筑紫町334-21 | 株式会社柳川大同青果地方卸売市場 | 柳川市筑紫町334-21 | 青果・花き |
| 株式会社大高合同青果地方卸売市場 | 柳川市大和町中島529番地の1 | 株式会社大高合同青果地方卸売市場 | 柳川市大和町中島529番地の1 | 青果 |
| 株式会社大牟田丸果 | 大牟田市大字草木1148-1 | 大牟田丸果地方卸売市場 | 大牟田市大字草木1148-1 | 青果 |
| 飯塚市 | 飯塚市新立岩5番5号 | 飯塚市地方卸売市場 | 飯塚市菰田西三丁目6番1号 | 青果・花き |
| 北九州青果株式会社西部支店 | 中間市大字垣生字東七反田1500 | 北九州青果株式会社西部支店 | 中間市大字垣生字東七反田1500 | 青果 |
| 北九州青果株式会社南部支店 | 行橋市大字辻垣224-1 | 北九州青果株式会社南部支店 | 行橋市大字辻垣224-1 | 青果 |
| 苅田青果有限会社 | 京都郡苅田町幸町11-8 | 地方卸売市場苅田青果市場 | 京都郡苅田町幸町11-8 | 青果 |
| 福岡県魚市場株式会社 | 福岡市中央区長浜三丁目11番3-1101号 | 大牟田魚市場 | 大牟田市西新町10番地 | 水産物 |
| 福岡県魚市場株式会社 | 福岡市中央区長浜三丁目11番3-1101号 | 筑豊魚市場 | 田川郡福智町上野168 | 水産物 |
| 福岡県魚市場株式会社 | 福岡市中央区長浜三丁目11番3-1101号 | 筑後中部魚市場 | 柳川市筑紫町字中散田456-1 | 水産物 |
| 福岡県魚市場株式会社 | 福岡市中央区長浜三丁目11番3-1101号 | 遠賀魚市場 | 中間市垣生1297番地3 | 水産物 |
| 久留米市 | 久留米市城南町15-3 | 久留米市地方卸売市場水産物部 | 久留米市諏訪野町2623番地1 | 水産物 |
| 行橋市 | 行橋市中央一丁目1番1号 | 地方卸売市場行橋市魚市場 | 行橋市大字葦島470番地 | 水産物 |
| 北九州市 | 北九州市小倉北区内1番1号 | 北九州市公設地方卸売市場 | 北九州市小倉北区内西港町94番地の9 | 水産物 |
| 福岡県花卉農業協同組合 | 福岡市東区松田一丁目3番20号 | 地方卸売市場福岡花市場 | 福岡市東区松田一丁目3番20号 | 花き |
| 九州日観植物株式会社 | 筑紫野市大字岡田310-1 | 地方卸売市場九州日観植物取引所 | 筑紫野市大字岡田310-1 | 花き |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|---------------------|--------------------|----|
| 久留米花卉園芸農業協同組合 | 久留米市山本町豊田1485-1 | 地方卸売市場久留米花市場 | 久留米市山本町豊田1485-1 | 花き |
| 久留米市 | 久留米市城南町15-3 | 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター | 久留米市田主丸町益生田1134番地4 | 花き |
| 福岡県花卉農業協同組合 | 北九州市小倉北区内西港町122-7 | 地方卸売市場北九州花市場 | 北九州市小倉北区内西港町122-7 | 花き |
| 株式会社北九州フラワー流通センター | 北九州市八幡西区椋枝一丁目2-1 | 株式会社北九州フラワー流通センター | 北九州市八幡西区椋枝一丁目2-1 | 花き |

福岡県告示第577号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第222号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------------------|---------------------|
| 中泉3 | 直方市大字中泉（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第578号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第223号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 中泉3 | 直方市大字中泉（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面1に記載する表のとおり |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第579号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町新浜町9番22
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第11号（埋立地特例区域）に該当

福岡県告示第580号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年3月福岡県告示第452号

- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第581号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字櫛原2の3、3、9の3
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字櫛原9の3（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|---------|-------------------------------|-----------------|---------|--------|
| 粕介歯17 | くすのき歯科医院 | 糟屋郡新宮町夜臼四丁目3-14 | R2・4・1 | 居管・予居管 |
| 宰居112 | きらり薬局 五条店 | 太宰府市五条一丁目18-35 | R2・6・1 | 居管・予居管 |
| 筑介薬40 | ハーブ調剤薬局 | 筑後市大字蔵数107-5 | R2・2・1 | 居管・予居管 |
| 飯居437 | 医療法人社団 親和会 デイサービス きんもくせい 頼田 | 飯塚市口原347番地1 | R2・6・1 | 通介・一号通 |
| 宰支31 | ふれあいサポート ゆうしん | 太宰府市吉松一丁目18-6 | R2・4・1 | 居支 |
| 糸島地居145 | 生きがいデイ教室 糸島市社会福祉協議会デイサービスセンター | 糸島市潤一丁目22番1号 | R1・12・1 | 一号通 |
| 粕居255 | 悠愛デイサービスセンター お結び家 | 糟屋郡宇美町貴船二丁目30-3 | R2・5・1 | 通介・一号通 |

福岡県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|-----------|-------------------|----------|
| 大介228 | 木村外科医院 | 大牟田市大正町四丁目5-8 | R2・2・29 |
| 田川居2 | 医療法人池尻診療所 | 田川郡川崎町大字池尻884-1 | R2・3・23 |
| 田介115 | 滝井医院 | 田川市大字川宮738-5 | R2・3・31 |
| 糸島地介歯31 | はんだ歯科医院 | 糸島市志摩初40-3 | H31・3・31 |
| 大介歯149 | 山川歯科医院 | 大牟田市一部町83 | R2・2・29 |
| 田川介薬50 | オリーブ薬局 | 田川郡大任町大字今任原2465-3 | R2・3・1 |
| 直介薬78 | 平成堂薬局新入店 | 直方市大字下新入624-1 | R2・4・30 |

福岡県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す

る。

令和2年7月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧 名 称 | 新 名 称 | 所 在 地 | 変更年月日 |
|--------|------------------|----------------------|-------------------|---------|
| 大介療1 | 重藤外科医院 | 重藤内科・外科 | 大牟田市日出町三丁目1-21 | R2・3・1 |
| 大介383 | 坂西内科医院 | 坂西医院 内科・小児科 | 大牟田市原山町2-8 | R2・3・1 |
| 大介歯183 | 松田歯科医院 | まつだ歯科 | 大牟田市大字手鎌743 | R2・3・1 |
| 宗遠居83 | おなが病院 訪問看護ステーション | おなが病院 訪問看護リハビリステーション | 遠賀郡遠賀町大字尾崎1725番地2 | R2・2・1 |
| 宗像居104 | あすなる岡垣デイサービスセンター | デイサービスセンターいいあす | 遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-2 | R1・11・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名 称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|--------|--------------------|----------------------|-------------------|----------|
| 北介歯147 | つつみ歯科医院 | 糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1057-1 | 糟屋郡須恵町大字須恵769-3 | R1・11・1 |
| 京介薬18 | 錦ヶ丘調剤薬局 | 京都郡みやこ町本町一丁目28-4 | 京都郡みやこ町豊津1104-12 | R2・4・1 |
| 大野居38 | アップルハート福岡南訪問入浴センター | 大野城市下大利団地2-6 2号棟1階 | 太宰府市長浦台一丁目5-2 | H31・4・20 |
| 宗遠居104 | デイサービスセンターいいあす | 遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-1 | 遠賀郡岡垣町公園通り一丁目13-2 | R1・11・1 |

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

令和2年7月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

原動機付自転車賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年7月20日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

原動機付自転車賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和2年12月1日から令和7年11月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年8月19日（水）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年7月10日（金）から令和2年8月18日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和2年8月19日(水)午後5時45分
- (3) 提出方法
持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
- (2) 日時
令和2年8月20日(木)午後1時30分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for mopeds
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on August 19, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2234)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市三郎丸四丁目637番15から17まで、637番21、637番23、664番1、664番6、664番9、664番15から664番33まで、665番1から665番3まで、687番2、687番4から687番21まで、1513番8及び1513番9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字松ケ下647番30、647番31、647番36、647番51及び647番52並びに字松ノ尾885番6及び885番11

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町大字吉原885番地1

一般社団法人 発達ルーム きらきら

佐藤 和美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 7 月 10 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市日の里五丁目10番6及び10番15から10番24まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社
代表取締役 渡部 通

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 7 月 10 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字松本465番1及び465番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区原二丁目13番25-606号
三都地建株式会社
代表取締役 畑 寛紀

公告

消費生活協同組合法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の改正案について、令和2年3月27日から令和2年4月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年6月26日に改正しました。

令和 2 年 7 月 10 日

福岡県知事 小 川 洋

問い合わせ先

人づくり・県民生活部生活安全課消費者安全係
電話：092-643-3193
メールアドレス：shouhisha@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 7 月 10 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬イナビル 122,200人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 2 年 6 月 24 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
第一三共株式会社
 - (2) 住所
東京都中央区日本橋三丁目5番1
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
211,577,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年7月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

I P R形無線機

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)

コ 営業概要表(様式第5号)

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)

テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年7月17日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 件名及び数量

I P R形無線機購入契約

ア I P R形移動用無線機(車載式)185式

イ I P R形移動用無線機(携帯式)91式

ウ I P R形オートバイ用無線機4式

エ I P R形固定用無線機9式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年定例県議会に係る契約の効力の発生の日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年8月18日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|------|------|
| 05 | 02 | 機械器具 | AA、A |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年7月10日（金曜日）から令和2年8月18日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年8月18日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和2年8月19日（水曜日）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

ア IPR-type mobile radiotelephones (for use in motor vehicles) : 185 sets

イ IPR-type mobile radiotelephones (portable type for use while walking) : 91 sets

- ウ IPR-type radiotelephones (for use on motorcycles) : 4sets
 エ IPR-type radiotelephones (for use in office buildings) : 9 sets

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on August 18 , 2020

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department,

Fukuoka Prefectural Police HQ

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2234)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

三池郡大刀洗町大字本郷字橋籠918番1から918番37まで、921番3から921番6まで、922番4から922番6まで、926番1、926番4から926番14まで、928番1及び928番3から928番8まで並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市光が丘五丁目18番地5

株式会社西和不動産

代表取締役 赤司 昭雄

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|----------|-----------|
| 道海島土地改良区 | 令和2年6月30日 |

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|----------|-----------|
| 筑後川土地改良区 | 令和2年6月29日 |

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|---------|-----------|
| 五徳土地改良区 | 令和2年6月29日 |

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正案について、令和2年3月27日から同年4月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり同年6月10日に改正しました。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部廃棄物対策課施設第二係

電話：092-643-3364

メールアドレス：haiki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米OMプラザ

(2) 所在地 久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両の走行及び荷さばき作業については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
- ・周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 処分年月日 | 氏名 | 登録番号 | 取消しの理由 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 令和2年6月29日 | 多田野 修 | 13226 | 死亡 |

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|-----------|----------|
| 八女地区土地改良区 | 令和2年7月1日 |

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月10日

福岡県知事 小川 洋

| | |
|------------|----------|
| 土地改良区名 | 認可年月日 |
| 糸島市二丈土地改良区 | 令和2年7月1日 |

監査委員**監査公表第16号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査結果（令和2年3月30日1監総第294号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月10日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 藤山泰三 |
| 同 | 行正晴實 |
| 同 | 世利洋介 |
| 同 | 長裕海 |

2 県土総第816号
令和2年6月18日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 行正 殿
同 世利 殿
同 長裕 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日 1 監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|--------------------|---|--|
| 県土整備部 那珂県土整備事務所 | 臨時職員の貸金について、支出命令書の決裁を受けた後に支払決定すべきところ、決裁を受けずに支払決定を行っていた。 | 出納員が、会計担当職員に対し、会計課作成の「財務会計事務の手引き」により研修を行った。さらに、人事異動後の担当者が支出事務に慣れていない場合は、係長等の上司も同席の上、事務内容の引継ぎだけでなく、支払決定は支出命令の決裁後に行うなど、基礎的なことを含めた支払手続きの指導をすることとした。 支払決定の際に必要なUSBキーについては、出納員が確実に施錠できる場所に保管・管理することとし、担当者から使用の申し出があった際には、出納員が支払内容及び支出命令（支出負担行為兼支出命令も含む）の決裁の有無等を確認したうえで貸し出すこととした。 |

2社活第303号
令和2年6月22日

福岡県監査委員 殿
同 三 殿
同 實 殿
同 介 殿
藤 山 泰 殿
行 正 晴 殿
世 利 洋 裕 殿
長 裕 裕 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日 1 監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

| 対象機関の 属する部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|-----------------|--|---|
| 人づくり ・県民生活部 | 資金前渡により支払われた食糧費（交流会費）について、その支払いを終了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限までに精算を行っていないかった。 | 会計事務チェックシートに精算期限に関するチェック項目を加え、精算期日を明記して、支出負担行為の起案時に事務担当者・係長等が必ず確認することとした。 また、支出後は、速やかに精算するよう資金前渡を受けた職員に出納員が声かけを行い、本人へ注意喚起することで、期限までの精算漏れを未然に防ぐこととした。 |

2 建総第118号
令和2年6月19日

福岡県監査委員

藤山 泰三 殿
行正 晴實 殿
世利 洋介 殿
長裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日 1 監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

| 対象機関の 属する部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|-----------------|--|--|
| 建築都市部 | <p>いったん交付され、使用せ ず返却すべきであったタクシ ーチケットについて、所在不 明となっていた。</p> | <p>所属長から全職員に対し、使用しな かったタクシーチケットは、庶務担当係に 確実に返却するよう指導した。 また、タクシーチケット管理簿の見直 しを行い、庶務担当係に対して、タクシ ーチケットの使用・未使用を確認し、必 ず記載するよう指示し、再発防止を図っ た。 さらに、毎月の請求書が送付された 際には、庶務担当係において、未請求 のタクシーチケットの有無について管 理簿で照合を行い、必ず確認すること とした。</p> |
| | <p>出納員の引継について、引 継目録を作成し、これを引継 ぐべきところ、作成していな かった。</p> | <p>所属長から出納員に対し、引継目録の 作成をはじめとして、出納員の事務引継 の仕方を正しく認識させるために、財務 規則を再確認するよう指示した。 また、出納員の事務引継が適切に行わ れるよう、出納員の引継書に引継目録の 作成について明記することとした。</p> |